

第23回 上牧町まちづくり基本条例策定委員会

日時 平成24年11月13日(火)
午後1時00分から
場所 上牧町役場 3階 委員会室

次 第

- 1 開 会

- 2 『上牧町まちづくり基本条例策定スケジュール工程表 続(案)』について

- 3 「町民部会専管テーマに係る条文(案)」の検討・確定について

- 4 部会間調整に関する協議について

- 5 その他

- 6 閉 会

上牧町まちづくり基本条例策定委員会（第23回）議事録

開催日時 平成24年11月13日（火） 午後1時00分から午後4時10分
開催場所 上牧町役場 3階 委員会室
出席者 委員 19名
欠席者 委員 4名（木村委員、小谷委員、西野委員、東委員）
傍聴者 1名
事務局 都市環境部 外川部長、同部まちづくり推進課 西山課長、福西課長補佐、
松井係長、野村主事

開 会

委員長あいさつ

議 長 はじめに報告事項であるが、本日、今中町長に出席してもらうことになっているが、公務の都合により14時からの出席となるため、次第2と3を入れ替えることとしたい。

日程の変更について、次々回は12月6日（木）の開催予定であったが、会場の都合等により12月7日（金）の13時からで、庁舎西館集会室で開催する。次回については変更なく開催することとする。

もう一点であるが、11月27日（火）午前10時から委員会室において上牧町議会と当委員会の議会部会との意見交換会が行われる。議会のほうでも「議会基本条例」の策定を進められているが、策定に当たっての意見交換ということで開催される。この意見交換会は、傍聴が可能であるので、都合の合う方はオブザーバーとしての参加をお願いしたい。

それでは次第3、町民部会専管テーマに係る条文（案）の検討・確定について議論していきたいので、足立部会長から説明をお願いしたい。

足立委員 <まちづくり参画の権利についての説明>

議 長 第10条のまちづくり参画の権利で、前回に権利というのは重くなるのではないかという話があって、町民部会で議論した結果、やはりこれは権利という形できっちり謳いたいという意向がある。それについて意見等がある方は挙手のうえ、発言をお願いしたい。

田島委員 前回、権利について発言をさせてもらったが、「権利を有する」という言葉は別に構わないが、その場合、町民の定義が住民の範囲の町民であれば問題はないが、広義の町民という意味で、権利を有する条文を作ってしまうと少し問題が生じるのではないかという意味で意見を述べさせてもらったので、定義のところでもう一度議論に持っていきたいと思う。

遠山委員 こちらの町民というのは広い意味でのことをあえて言っているというように町民部会では判断した。
住民というのは、住んでいる方ではなくて、それよりも広い、法人や勤めている方も踏まえての「参画する権利を有する」という意向である。

議 長 特段意見がなければ、ここでの町民は広い意味での町民という形で、定義づけについては、後日議論していきたい。条文については、こちらで委員会案として採択とする。

足立委員 <未成年者のまちづくりに参画する権利についての説明>

議 長 未成年者のまちづくりに参画する権利についての意見等がある方は挙手のうえ、発言をお願いしたい。
なお、「各々の年齢など・・・」の「など」は削除とする。

畑中委員 質問であるが、「20歳」と数字が書いてあるが、この年齢が先々引き下げられた場合、この数字だけ改正しなければならないようになるのではないか。それであれば数字を書かずに別の形で条文にしたほうがいいのではないか。

足立委員 いいアイデアがあったらそれでいきたいと思う。

小林委員 先ほども田島委員から話があり、町民と住民の定義をどうするのかという問題があって、住民投票等の投票資格者のことを言っているのではなくて、広くまちづくりの主体に関する主語が町民という言葉でこの場合は表していると思う。その場合の町民というのは、年齢制限も特にはしていなかったと思うので、あえて第11条は要るのかというのがあって、第10条でも

足りると思うが、その辺りはどうか。第11条を設けないといけない理由とは何か教えてもらいたい。

遠山委員 確かに町民というのは、広い意味での町民ということなので、未成年者もすべて含まれるという位置づけではあるが、まちづくり基本条例は、教育、子ども、福祉などそういったものを全面的に謳うので、確かに重複はするが、意識を高めるために未成年者の条項をあえてここに入れていきたいというのが町民部会の意向であった。

先ほどの畑中委員の意見であるが、「20歳」という表現以外で「民法で定める成人未満の・・・」など、もっと分かりやすい表現に検討していきたい。

小林委員 他の基本条例を見ると、年齢が入っているのは住民投票について、前回も議論があったが、常設型のところを基本条例自体で謳うような基本条例では、投票資格者として公職選挙法上の20歳以上ではなく、もっと年齢を下げて18歳以上や16歳以上という形にして年齢を書いている条例がある。ただ、まちづくりの主体として言えば、年齢を書いているところは見ることがない。だからこの第11条は、遠山委員の意見も分かるが、解説などで子供たちも年齢に応じた形で参画する機会を設けるように努めるとか、そういったことも考えなければならない。要は、意図するようなところは解説に書いていったらいいと思う。重複するような形ではなく。もっとすっきりした形でいいのではないか。

井尻委員 考え方としては同じであるというのはよく分かるが、ただ第10条を読んで小林副委員長の言っているようなことが普通の人に理解できるのかなという感じがするので、あえて解説のところに子ども会議についての事例を挙げてもらっている。こういったことを強調するという意味では、あえて二つあったほうが普通の方は分かりやすいのではないかと思う。

畑中委員 第10条と第11条が重複しているので、一つにすればすっきりするという意見はご尤もで、実に簡単なことである。第11条の「各々の年齢に応じて」の部分を抜き出して、第10条の「主体であり」のあとに繋げればいいのではないか。しかし未成年者を強調するのであれば、別々に条文にしたほうがいいと思う。

山中委員 少し話が外れるのだが、この全体会の討議というのは、部会で行ったことをたたき台にして、全員で議論するのではないのか。また、部会に戻るといふことであるのか。つまり部会に分かれたのは、それぞれがたたき台の議論を作るために分かれたと思う。それを全体会に持ち寄って皆で検討しようということをやったのではないのか。

何か話の流れを見ていると、今回や前回の流れを見ているといつまでも部会、部会と言っているので、私はそうではないと認識している。であるから全体会に戻った以上は、皆がすべてに目配りしないといけないと思う。それはそうであるが、今の案は小林委員の言われるように、まとめたほうが良いと思う。その理由は、20歳や16歳や18歳というのは、個々の事業によって変わってくると思う。大きく子どもという概念もあるが、事業によって変わってくるので、ここは一つにまとめて、ただその代わりに、年齢やなどを消したが、年齢や性別もそうだが、身体に障害があるとか、精神に障害があるとか、障害児というのも一つの属性である。その属性によって、ニーズが変わってくるので、畑中委員の言われるような一つにまとめて、主体であるが、「各々に応じてまちづくりに・・・」というようにしてはどうかと思う。

足立委員 その意見も全くおっしゃるとおりだと思ふ。町民部会としても、年齢の低いところは弱い立場であるため、そういう表現でもいいのではと思っている。

山中委員 その意見もまさにそのとおりで、年齢だけではなく、そのほかの諸々については、その事業に応じて活動することもあるということを経験でしっかりと書いとけばいいのではないかという気もする。

小林委員 今の山中委員の意見で私もそうだと思つて聞いていたが、部会でまとめた案については、部会のなかでは賛成意見も反対意見もあったはずである。全体会では部会が出した案だからといって、部会のメンバーはそれを推進しなければならない、それを通さないといけないかと思ふ必要は全くないと思ふ。私も田島委員が出した意見に全体会で一部について異論を唱えたことが何回かあった。だから部会での報告を擁護する義務もない訳である。全体会はフラットな立場で議論しないといけないと思ふ。それでないと部

会の応援団みたいになってしまうことにもなるので、それもおかしな話であるので、今山中委員が良い点をおっしゃられたので、もう一度確認しておきたい。

小田委員 言葉に引っ掛かる点があるのだが、今おかしな雰囲気みたいに言ったが、そうだったのか。基本線を言っているのであれば理解はできるのだが、町民部会の足立部会長からの検討事項を報告してもらっているなかで、何か町民部会のメンバーが寄ってこの意見をのめと言うような圧力があったような、議事録を読めばそのようにとれるので、変な方向へ誘導されているような気がしてならない。私の理解の間違いであればそれでいいが、ほかの部会のように進んでいると私は思っている。

小林委員 おかしなことやおかしな雰囲気があると申しただけではない。またまた今は微妙な議論をしているところである。権利や未成年者をどう扱うのかとかそういった部分で、町民部会でメンバー全員が同じ意見であったら問題はないが、微妙な問題だと意見が当然食い違って当然であると理解している。だから議会部会でもそうであったが、当然意見が食い違った。今の町民部会の方々の発言と言うのはほとんど同じような意見であるので、全員が同じ意見であれば問題はない。普通であれば異論もあってもおかしくはないので、あえて言わせてもらったことであって、具体的に何かがあったということではない。

山中委員 小田委員が私に対してのご質問であれば、私はそういった異常な雰囲気を感じて発言したのではなくて、委員長がまた町民部会に戻すと言ったので、おかしいと思ったので発言した。なぜ、また部会が出てくるのかと思って、確認のために発言した。これまで全体会であるにも関わらず絶えず部会に戻ってやり直すということになっていたのも、それは少しおかしいのではないかと思った。全体会になれば全員で考えていくべきで、部会は作業の手順上分担して詳しい議論をした。それを踏み台にして語論するのが全体会であるというように理解している。

小田委員 あえて言うが、部会と全体会の往復というのは、ほかの2部会についてもあったと思う。したがってこの全体会の町民部会との往復というのもあってもいいと思うし、各委員がどの部会に属してよう全体会での議論は全体

会の委員としては発言するというのは当たり前のことであるが、もしそれに違うような雰囲気があったら具体的に指摘してもらいたい。

意見については、全員が一致している部分としない部分があって、できた案がこれであると我々は理解している。もし違うのであれば町民部会の中からそれぞれ意見を出してもらいたいと思うし、また、部会長は部会長でご発言いただきたいと思う。

小林委員 先ほど山中委員が言った、全体会と部会の違いであるが、各部会で議論を深めてもらって部会で専管テーマについての案を作る。作ったものを全体会に出して全体会で議論しようということで進めてきた。議論した結果、当然いろいろな意見が出て決以外での修正が必要である場合は、一度部会でもう一度整理してもらって、再度全体会においてペンディングで戻ったものについては決を採ろうということであった。議論して宿題で残ったものについては部会で整理するということである。

遠山委員 確かに部会からたたき台を作って全体会で話すことは大前提である。部会の方だけが発言するというのも相応しくないし、全員の方が発言すると言うのが好ましい。発言があったなかで、どう訂正するのかというのは、3つの案がある。①決を採って訂正する。②決を採って修正をする。③修正するかどうかを部会に持ち帰って検討する。その3つをどうするかというのは、部会長の判断であると思う。今回の第11条については、意見が分かれたので、部会長から一つにまとめるという意見のほうが良いということであったので、であるからどうするか提案をさせてもらったというのが根本である。全体会で話し合いをして、部会のほうで話を決着して、案を確定するということは、今までなかった。基本的に委員会（全体会）ですべて決を採って各条文を作っているのだから、その方針に変わりはない。私は委員長（議長）であるが、部会の委員であるので、どうしても意見を言いたい。もし、その件で分かりにくい部分があったとしたらお詫びをしたい。

山中委員 今回の遠山委員の意見はそこまではそれでいいが、私が言いたいのは、それは全委員がペンディングになっているようなことは、全委員で考えるべきであるということをお願いしたい。部会に持ち帰ってまた議論するというやり方も構わないが、全体会の段階にきているわけであるから、皆がペンディ

ングとして、それぞれが考えるということのを抜きにしてはいけないという
意味で確認したということである。

議 長 皆さん意見を出してもらって、ここで決めたいと言うのが部会長の意見で
あるので、部会長が皆さんに意見はどうかと聞いているわけで、であるか
ら意見がないようであれば、このまま決を採る形でいきたい。
他に何か意見はないか。無ければ決を採りたい。
それでは、未成年者の条文を分けるか分けないかの二つの大筋でいきたい。
(決の結果：未成年者の条文を二つに分ける)
それでは次の条文に進みたい。「まちづくり参画における町民の義務」の説
明をお願いしたい。

足立委員 <まちづくり参画における町民の義務についての説明>

議 長 この条文について、何か意見等はないか。

田島委員 このこのタイトルが「町民の義務」となっているが、条文で義務というのは
非常に重い言葉で、もしかするとこの義務を果たさなければ懲罰が加えら
れることもあり得るわけである。だから「義務」ではなくて「責任」では
ないかと思う。
義務というのは、あくまで町民の権利を支えるためのものであって、ここ
で町民の義務という、その根拠は何か疑問に思っている。

足立委員 そう言われてみれば、そうであると感している。
努力義務ということで、緩くはなっていると思うが、それ以上のことは深
く考えていない。

山中委員 ほかの市町村の条文を読むと権利や義務、それから責務という言葉が非常
に多い、これは私個人の意見であるが、権利や義務や責務や責任の概念に
ついては、今すぐに全員で決める問題ではない。全員がもう一度良く考え
直しておくべき問題であると思う。
例えば、今、田島委員が言った義務であるが、単に罰則の無い義務もある
し、もちろん罰則のある義務もある。その辺のことについては、すぐには
決められないので、保留にしておいて、全員がこの条例を作るときに役割、

責任、責務、義務、権利など、関係のある言葉を見直して時間をとって考え直すべきだというように思う。

畑中委員 ここにタイトルは「義務」より「責任」のほうがいいと思う。第12条の条文を見ても、責任を謳っている。先ほど田島委員が言った意見に賛成である。

田島委員 全体の構成については、皆で議論して考えるときが来ると思うが、そのときに、この条文は参画と協働という章立てのなかに入ってくる条文になると思うので、町民の立場としては、参画の権利などというので、まとめてそのなかで、第1条で町民のまちづくりに参画の権利、第2項に未成年者のまちづくりに参画する権利の条文を入れて、第3項に責任のところの部分を入れるとタイトルなしに参画の権利などというので、町民のほうの参画についての条文が三つ並ぶという形になる。条文立てにするとそれぞれにタイトルがあるが、参画の権利などというタイトルを付けて、1から3項までにするとタイトルが要らない。そうすると参画の権利などが一つあって、それに対して町のほうは、参画機会の保障ということで一つ項を条文立てすると、住民に権利があって、町が参画の機会を保障する義務が生じるということで、権利義務の関係性ははっきりするという形になるので、章のなかの構成を考えるときに、頭を悩ませることもないのではないかと思います。

藤村委員 視点が違うかも分からないが、福祉のまちづくり学会というのがあるが、これは、高齢者と障害者を対照にしたまちづくりを考える会であるが、そこで、「自助、共助、公助」という言葉があって、自助は自分で助ける、共助は皆で一緒になって助ける、公助は公が助けるということであるが、今上牧町で進めている協働のまちづくりということになれば、共助がメインになっていると思う。このなかで、義務や責務ということをやりますと、例えば、自分でできることは自分でしましょうというのが一つあって、次に公にしてもらわないとできないというのもあるし、そうではなくて、皆でやればできるといったこともある。そういったことをマトリックスに考え、当てはめるように条文を作っていくと分かり易くなるのではないかと。そのときにまちづくり参画における町民の義務ということを書くよりも簡単に役割ぐらひのほうが分かり易いのではないかと感じる。

議 長 ほかに意見はないか。では、足立部会長のほうから今の意見を踏まえて、どう考えるかお願いしたい。

足立委員 どれも納得できる内容である。

議 長 ここで、今中町長からまちづくり基本条例についての考えを述べていただき、その後に休憩を取りたいと思う。
それでは、今中町長に話を伺いたいと思う。

今中町長 <まちづくり基本条例についての考え>

- ・平成25年1月末を目途に条例素案を答申してほしい。
- ・現委員会を一旦終了して、条例制定に向けて新たな委員会を設置する。
- ・平成25年9月議会に条例案を提出したい。

三浦委員 皆で無駄なものは使わず、皆でやろうというのがこの条例の本分であると思うが、その辺りはう考えているのか。

今中町長 少し考えているところの違いはあるが、おしゃっていることは必ずしも間違いではない。今、何故こういったことなのかというのは、行政、議会、住民と三つの柱で議論してもらっているが、今までのまちづくりということよりも、これから皆が一緒に考えながらやっっていこうというまちづくりにするためにこの委員会を設けていただいているというのが一番大きな趣旨である。そのなかで、それぞれの役割、責任があるわけであるので、しっかりと自覚をしてこれからのまちづくりに活かしていこうというのがこの基本条例である。三浦委員が言っている借金の件についても考え方としてはそのなかに入るわけであるが、借金していることが悪いというような考え方ではなしに、有効な財源の一つであるのでそういった利用も含めて皆さん方の意見を聞かせてもらいながら進めていこうというのがこの条例の趣旨である。

小林委員 大阪府の審議会などの件を問題にされて新聞に掲載されたということで、大阪府の100から200の審議会がすべて止まっているということが問題になっていて、その背景は要綱に基づく委員会や審議会などは違法では

ないかという指摘を受けて大阪府はそういった措置をしたわけである。これは上牧町に限った話ではないが、この委員会も要綱に基づく委員会ということで立ち上がった。これまで法的に問題がない委員会だと信じて行ってきたが、今になってこういった話になるとどこの市町村も同じであると思うが、なかなか気持ちのうえで受け入れられないということが私もそうだが皆さんにもあると思う。そこのところの町長の考えを聞かせてもらいたい。

今中町長 今、話にもあったように、新聞の報道の件については、今までのやり方というのは、町長の諮問機関という形で要綱に基づいて長年に渡って行ってきたのは事実である。上牧町だけではなく、おそらく日本中がこのやり方で行ってきていると思う。それはなぜかというとなら新聞で書かれているとおり、報酬を出すのが一番問題になっている。法的な手続きを踏まないで報酬を支給するというのも含まれているので、こういったことになると訴訟を起こされてしまうとかいう問題が当然起こってくる。こうしたやり方というのはすでに各行政、自治体に周知されていた。議会に出すようになってくると議会は3月、6月、9月、12月で臨時議会もあるが、その期間を待たなくてはいけないし、手続きも煩雑になるということからこういった手法で今まで行っていることである。しかしこういった問題について町としては、無視するというのもできないと考えている。諮問は諮問として最終的な部分については、正式な委員会として議論してもらったものを条例案として議会に出さしてもらおうというように私としては考えている。

小林委員 今の町長の話は理解できるが、極めて難しい問題である。基本条例で検討している参画と協働という、住民の参画の機会を増やそうといろいろ考えているところである。ところが参画の機会を設けたときにその内容によっては、議会に条例を通したうえでないと参画の場が設けられないということにもなってくる。すべてではないが、こういった委員会や審議会など抵触する可能性のあるものが、参画と協働を進めるうえで今の問題はハードルになるわけである。これからは議会の承認を得なくてもできるような形のやり方、工夫というのを検討してもらおうことが必要であると考えている。もう一点であるが、このまちづくり基本条例策定委員会の答申のタイミングについて、1月末を希望ということであるが、我々委員会では今も頑張

って議論しているわけであるが、1月末というのは極めて直近である。正月を挟んでタイトななかで本当に答申ができるのか正直不安である。答申時期などの考えについて町長の考えを教えてください。

今中町長 スケジュール的に非常に大変厳しいというような意見であるが、そうすると最終はいつまでがいいのかということになるわけであるが、3月の議会は予算議会であるので、3月の末から20日前までに開かなくてはならないと地方自治法で定められているということになる。例えば3月の初旬に議会を開くとなれば、事務方としては議案の配付というのがあり、2月20日ごろには議案ができていている状況でなくては3月議会を迎えていくというわけにはいかないで、そういったスケジュールからいくと1月末に答申を出してもらい確認をして3月議会に出していくということになるので、最終的な判断としては1月末ということで答申を考えている。

山中委員 そもそも最初にこの委員会は、概ね2年間で行ってほしい。十分に議論をして行ってほしいと二つの要件で始まった。ほぼ2年間という話を聞いて、今中町長の任期内に素案の策定をしてほしいという意味であると認識した。でももう一つは十分に議論してほしいということであった。少し話はズレるが、十分に議論してほしいというなかには、委員だけではなくて、広く住民の方も包摂した形の議論になればいいと思っていた。月1回の議論では2年間では難しいとはやくから思っていた。もしも2年間という期間は町長の任期に引っ掛かるが、生煮えのものを仕上げなくても、その段階までの議論をきちんと論点整理して中間報告の形で出せばいいのではないかと機会があればその辺の話をしたらいいのではと初期の段階で私は言っていた。ところが、今回はほかの市町村で附属機関の問題が起きて、どうしても設置条例がないとどうも法律的に具合が悪いという問題が起きてこういった事態になったが、基本条例を1月に作るのはいいが、素案という形でまとめなくても、その段階でのものをきちんとまとめて、そこから新しい設置条例に基づいた委員会がそれを引き継いでやっていけばいいと思う。9月議会に出したいということになれば、あと半年間の猶予であるが、そこで住民の方にもいろいろ考えてもらえるようになっていくかどうかということは、次の委員会の運営の仕方にも係っていくことである。運営の仕方に係っていくということは、今この法律的に問題があると言われているときに、これまで問題なく多くの市町村で全国的に行われてきた附属機関

のあり方が御用機関ではないかという議論も町長は言わなかったが、そういう私たちのなかではそういった見方もある。

設置条例を出されるのはいいが、9月とかいう目標ではなくて、もう少し腰を据えてじっくりとやってほしい。今中町長がマニフェストとしてこういったものを手掛けているということだけでも私は評価している。大きな意義があると思う。しかし、中途半端なものができるほうが、後々禍根を残すと思う。生煮えのものを作って、後で改正をすればいいという意見もあったが、それも少し違うと思う。実際にやってみて不都合があるから改正するわけであって、やはり作る以上はしっかりしたものを作る。それもこの委員会だけではなくて、できるだけ多くの方の意見を取り入れながら作る。そうするとこの後に続くパブリックコメントの問題などもあるが、これまでのやり方を前例踏襲のような格好で行い、修正するというようなやり方は、新しいことを条例として盛り込みたいと思う理念には合致しないと思う。やはり多くの方に参画してもらおうと思ったら、例えば、設置条例の素案作りなども準備委員会がいると思う。じっくり腰を据えてやってもらえないかと思う。

この委員会は町が作成した要綱で行っていて、どういった委員構成だとか、どういった運営ですのかということについては、全然触れられていない。ただ単に諮って決めるということなので、望ましい結果を生むためには非常に大事なことである。

委員会設置条例のための準備会を作ってほしい。あるいは、住民の提言を聞く機会を作ってほしい。スケジュールに関しても新しい委員会が設置条例や施行規則を踏まえて作成し直すべきであると思うので、町長の意見をお聞きしたい。

今中町長 先ほど私が言ったことをあらためて説明させてもらいたい。

3月議会に委員会の設置条例案を提出するというので、そのためには期日を考えると、今、議論していただいている案については1月末を目処として答申をしていただきたい。そして3月にあらためて委員会の条例案を出させていただく、例えば施行日が4月1日ということであれば、4月1日以降は条例案に基づいた委員会が設置される。メンバーについては、行政側、議会側、この委員会のメンバーであるとか中川先生といったメンバーのなかで、新しい委員会を発足して出していただいた答申案を検討していく。当然用語の使い方であるとか、法律と整合しているのかなどをしっ

かり議論して、あわせてパブリックコメントはパブリックコメントとしてとっていく。それと住民に対する説明会をその委員会として開いていく。メンバーの皆さんには説明会にも出席していただいて、作っていただいた委員さん自らが住民の質問に答えていただくというのが、作っていただいた方にも再認識していただけるし、行政や議員を相手に同じ立場で質問することによって、なお親しみを覚えていただける。そういったことを繰り返しながら、より一層良いものに仕上げていくということが一番大事なのではないかと考えている。そういうことをやることが責任をしっかりと感じてもらえるということで、協働と参画に繋がっていくのではないかと考える。そういったことを繰り返して9月議会の条例の案として出せるように取り組んでいただきたいし、そういった流れが一番いいのではないかと考えている。それも概ね半年間程度あれば、私が言っている内容も山中委員が言っている内容も十分そのなかで行えるのではないかと思う。期間を長く持つからいいということでは決してないと思う。一定の議論があればあとはまとめていく、いつまで経っても同じことを繰り返すということでは決まっていかない。一定の議論をして決めていくということが大事なことである。また、メンバーについては新しい住民から公募するということではなく、それぞれ決まっていることであるので、あとは人数を決めるということであるので、委員会としては発足して、前に向いて進んでいくということであるから中身の文言の整理、他の法律との整合性、そういったものを議論し、パブリックコメントをとりながら、まとめたものを住民説明会にかけていく。そこで意見を聞き、さらに手を加えながら最終にまとめたものを9月議会に上程していくという流れが期間的には一番いいのではないかと考えている。

山中委員 私は、全くそのように理解している。ただ、もう一度繰り返すが中間答申では駄目であって、素案としての答申がほしいというのが一点と、それから、その後の運営方法まで踏み込んで話をしてもらったが、あくまで町長の構想であって、運営方法については新しい委員会ないしは、委員会設置条例を作るための準備委員会の段階で議論すべきことであると考え、準備の段階から参画は始まっていると思うので、その辺りを検討してほしい。そして、新しい委員を加えないとおっしゃったが、これから中間報告等がされると思うので、これを機会に議論に参加したいという方がいると思うので、どんどん入ってもらおう機会もあっていいのではないかと考えるので、

1月末までに町長裁量としてお考えいただきたい。

小田委員 町長の意図、考えはよく分かるが、この委員会の存在について厳しい状況にあるということから1月末に答申をしてほしいということで、降って湧いたように1月末答申という具体的な締めが明示されてきた。我々はじっくり考えていきたいという頭であったと思うが、町長はその厳しい状況であるという判断はいつされたのか、先ほども町長から説明があったが、「申し訳ないが、1月末までに答申を出してほしい」という言葉があればいいのであるが、平成22年10月にここで町長がおっしゃったこととは違ってくるのではないかと思う。今は、生駒市の審議会が産経新聞で大きくピックアップされたのが今年の5月である。それから具体的にこの委員会の調整会議のほうから町長のほうに申し出たの話であるとは私に思っているので、その辺りの町長の責任を明確にしていきたい。

小林委員 少し確認しておきたいが、この委員会は2年前の10月にスタートした。概ね2年ぐらいを目処というイメージがあったわけであるが、初めは月1回、途中から月2回のペースで開催してきた。当初は平成25年の3月を目処に答申するというので、ただ答申というのは、住民説明会やパブリックコメントをすべてクリアしたうえで、かなり固まった形の答申を出そうということであった。ところが状況が変わってきたのは、5月に産経新聞が生駒市の件を取り上げていて、そのときは産経新聞が生駒市を取り上げただけでその後は何もなかったもので、これで終息するのかと思っていたが、9月の産経新聞に続いて、朝日新聞がトップで掲載した。しかもこれは条例に基づかない委員会の委員の報酬を公金で出していることは違法だということで、高裁判決で違法認定が確定しているという記事も載っている。そういったことで、調整会議でこの問題を取り上げて、諮問者である町長にこの問題についてどう考えているのか、調整会議のメンバーでお訊ねしようということで、町長と面談をしたのが10月3日である。そのときの町長の考えは、いずれにしても早く正当化し議会に出したいということで、3月議会に委員会設置条例を出したいので、協力してもらいたいということであった。そうすると、住民説明会やパブリックコメントが間に合わなくなるわけである。だから今の委員会は、今検討している内容を素案として町長に1月末に提出して、そのあと、3月議会で議決した場合は、条例に基づく委員会があとの作業を担っていくということになる。それを

踏まえてスケジュール工程表を作成したということである。

小田委員の質問は、2年前はこのような違法性の問題が出てくるというのは誰も想定していなかったということがあるので、状況が変わってきたということに関しては、我々も理解しなくてはいけないというように思う。

今中町長 10月にこの問題について忌憚のない意見交換をさせてもらった。小田委員がおっしゃっているように、もう少しじっくり議論したいということであるが、私が考えていることは、一旦、この委員会を答申という形で打ち切って、新たに委員会を設けて、そこでできなかったことを引き続きやっていただくというのが、この案の趣旨である。何故こんなことを言い出しているのか、たいへん疑問に思われている点もあると思うが、私としては、急がしているとかということではなく、問題が浮上してきたということでこの委員会で一生懸命に議論してもらっている皆さんにご迷惑をお掛けしてしまうのではないかという気持ちもあったので、こういった案を提案させてもらったものである。

小田委員 少し引っ掛かっているのは、この委員会のほうから町長にこの問題をどうするのかということを知りにいった結果が、この全体会にでてきたというのが引っ掛かっている点である。あの新聞記事を見て最初に町長がこれでは駄目だということを取り上げて、この場で説明するというのが筋ではないかと思う。今回の動きは逆ではないのか。こちらから行って、「こうしてください」というような感覚では、このまちづくり基本条例の目指そうとしているのは、少し感受性に欠けると思う。

今中町長 おっしゃっている趣旨がよく分かった。確かにこの新聞の記事を見て私も感じていたが、今回のこのような形になったのは、私としても配慮に足りなかったことについては、お詫びを申し上げたいと思う。
ただ、この問題については、重要なことであるのでそのあとのことは、そういった形（冒頭での説明のとおり）で取り組んでいてもらいたい。

堀内委員 今のやり取りをお聞きしていて、実は10月以前に議会のほうにも町長から一件の相談もあった。また、議会からもこの報道等の件を踏まえると、やはり今の上牧町の大原則としては、自治法や他の法律を十分に遵守しながら、しかも財政運営としては堅実な運用をしていくということで、今中

町長の3年前の公約でもあるし、今の議会の考え方であるので、そういったことを踏まえて本来の形にはやく戻すべきであり、決して無理な運営をしてはいけないという考え方を議長から町長に伝えているわけである。先ほどの説明についても議会としては当然であると考えている。

柄沢委員 公募委員の方々は、上牧町の財政危機等のなかで自分たちも町政に参加して上牧町を住みよい町にしようという気持ちで参加し、2年間勉強したりして議論しているわけであるが、10月6日の委員会であったと思うが、小林副委員長のほうからこの違法性についての話があったときに、大阪市でさえ気がつかずにやっていたのだから、小さな上牧町が気づかないでいい、ほかの市町村にやり方を習ってやったのだから許されるということではなくて、やはり町としてこれに気づかなかったということは町にそれなりの瑕疵があると思うし、自治省も違法性について何の指示もなかったのがいけないし、きっちり働いていないなという感じである。この委員には何の瑕疵もないわけである。皆さんは町を良い町にしたいということで集まってきた方々であるので、その方たちが作る素案が適当なものになるというのは、皆さんの気持ちとしては納得がいかないというように思う。ただ、町長の立場も考えたら、このスケジュールがいっぱいなのかなと思う。また町長から謝罪、説明についてはもっと前にされるべきではないかと思うし、なぜ小林副委員長が説明されるのか、ものすごく違和感を持った。この時期にきたら町長の案を呑んで進めていくより仕方がないのかなと思う。皆さんに「何とか頑張ってやっていただきたい」、「何とかしてください」という気持ちを町で表してもらいたい。

今中町長 おっしゃるとおりで、もう少しはやく皆さんの前に出て、今のような話をするべきであった。大変に皆さんにはご不快な気持ちを持たせたということについては、この場をお借りして深くお詫び申し上げたい。平成25年の4月からは新しい委員会が立ち上がるわけであるが、その段階でまだ積み残しが当然あるとしたら、それは4月以降にあらためて議論や作業をしてもらおうということであるので、決して委員の皆さんの思い、今までのことを踏みにじていくということにはならないので、そのようなことを頭に入れてもらって、よろしくお願ひしたい。

— 休 憩 —

議長 後半は、先ほどの町民部会の話の続きをしたあと、時間があればスケジュール工程表の話に進めていきたい。

では、町民部会案の第12条「まちづくり参画における町民の義務」について、足立部会長考えをお願いしたい。

足立委員 まちづくり参画における町民の義務のところで、責任、責務、役割等いろいろな意見をもらったということで、ここで決定するということはないで、全体の流れのなかで最終的に決めさせてもらうということにしたい。

小林委員 少し検討してもらいたいですが、本文で「教育」とあるが、普通子どもを持っている親が見れば、学校教育のことを想定すると思う。だから教育という言葉についてはもう少しどういった教育なのかということをよく分かるようにしてもらいたい。

次に、「わたしたちの活動が自治を育てる」というフレーズで、どんな活動で自治を育てるのか、わたしたちの活動と言われても何のことか私には全く分からない。それと「わたしたち」というのは条例では馴染まないのではないか。「教育」、「活動」、「わたしたち」という言葉をもう少しきちんと住民に伝わるように表現を考えてもらいたい。

柄沢委員 私も「わたしたちの活動」というフレーズには違和感がある。この条例はまちづくり基本条例で、住民がまちづくりに参加するための条例であるので、町民が自治を育てるということを認識しとするのか、そこも含めて文言としては、もう少し違う表現があるのではないかと思う。

足立委員 まちづくり活動のすべてを言いたいですが、特に防災と教育を重視したいということで挙げさせてもらった。

「わたしたち」という表現も議論になったが、町民全体を現したいということで、条文に挙げた。「わたしたちの活動」とうのが全体の活動という表現になっている。

小林委員 防災教育となっていれば話はわかるが、防災と教育が並列になっているので、まちづくりで言えば、防災、防犯、環境整備、自治会でやっている活動があるので、あえて教育というのを取り上げたときに、まちづくり活動

に関する教育ということであれば、もっと本文に書いてはどうかと思う。この条文を素直に読めば学校教育と読めるので、誤解のない表現にしてみたい。

「わたしたち」というのは、やはり意味不明の言葉で、条例も法律の一つであるから、誰が読んでも誤解のないような形で特定したいといけない。

「活動」となれば、町民の活動はすべて自治に繋がるような書き方になっているが、どういう活動を指そうとしているのか、町民の自治に関する活動というのであれば、かなり特定される。

言おうとしていることがちゃんと伝わるように表現を考えてもらいたい。

足立委員 例えば、祭りで小学校高学年が低学年にいろいろなことを教えて引き継いでいくという、学校教育だけではない、いろいろな場所でいろいろなことを教えていく。そういったものを含めて全体の教育というような表現で理解してもらいたい。

三浦委員 「地域の防災、地域の教育」とすればいいのではないか。

藤村委員 まちづくりといったときに、大中小といくつかの括りがあると思う。例えば、安心・安全から見たときに、防災がきっちりできているということで安心ということもあるし、防犯ということも入ってくる。その防犯から少し下げると大人たちが考える防犯と子どもたちが考える防犯を考えると、今度は公園の整備ということも入ってくる。公園の囲みを低くして死角をなくすとか、そういったことも防犯に繋がってくる。括り方をいくつか想定したうえで、防災と教育をどういった分類で最初に加えたのかというのが分かるともう少しはっきりすると思う。今の議論を聞いていると細部の部分までできているのではないか。

足立委員 一つの例として、そういったことが挙げられるということで、わかりやすく表現させてもらった内容である。

畑中委員 第12条に書いてあることが少し分かりにくいということであるが、第13条についても私は分かりにくいと思う。第12条と第13条を包めて何かいい条文にはできないものかと思う。

足立委員 「教育」の部分については、解説で詳しく書いていくという案はどうか。
「わたしたち」の部分については、「地域の」を入れる方向で考えてみよう
と思う。

「活動」については、自治活動を行っている町民という表現である。

柄沢委員 第12条の標題からしても、これはまちづくりに対する活動に限定されて
くるわけであるので、防災、教育をここで特定するというのはどうかと思
う。まちづくりの総括的なものとして考えたほうが良いと思う。「防災、教
育など」という表現は、この二つを重視しなさいと捉えられかねないので、
少しおかしいと思う。

第13条の「まちづくりに参画する諸活動を」については、「諸」を抜いて
はどうか。この条例の趣旨を考えると、まちづくりに対する活動というの
でいいのではないか。

植村委員 「防災、教育など」の特別の条文に出しているということは、町民部会で
いろいろ議論をしていた。先ほどから足立部会長が言っているとおり、教
育については、学校教育だけではなくて、広い地域での教育も含めた教育
ということで、ここになぜ教育が入っているのかというと、第11条の未
成年のことに関連して、まちづくりを活性化させようとしたら、これからま
ちづくりを担っていくような子どもの育成みたいなことを地域がしていかな
いといけないという議論があったうえで、ここに教育を入れさせてもら
った。

「わたしたちの活動」については、町民の参画なのか、まちづくりの活性
が知事を育てるのかとあるので、町民部会としての説明も揺れているところ
である。その辺りのことを次回までにもう一度整理させてもらいたい。

畑中委員 何かあったらすべて解説で済ませるとするのは膨大になりどうかと思う。
今考えているのは、第12号に第2号を作って、「前項の目的のために・・・」
と前置きが合って、「特に防災と教育に・・・」という形ではどうか。

小林委員 時間の問題もあるので、町民部会がよければもう一度議論して整理しても
らったらどうか。

それと今、防災と教育が出ているが、防犯も大事なテーマである。現に空
き巣被害も多発しているなかで、自治防犯活動を行っているが、なかなか

減らないのが現状である。防災とあるが防犯はいいのかという問題にもな
ってはいけない。先ほども柄沢委員が言ったように、大事なことはたくさんある。だから「防災、教育など」という表現では、なぜ防災、教育が前
に出ているのか説明しないといけないのではないか。防災と防犯はセット
になっていて防災だけ出ているのは違和感がある。もっと包括的な形で自
治会の活動を表現するようにしてはどうかと思う。

田島委員 防災や教育を重視するというのは、すごくいい考えであると思う。ただ、
このタイトルが「町民の義務若しくは責任」ということであるので、タイ
トルと条文の中身が不一致の部分になると思う。防災と教育を入れたいと
いうことであれば、また別の条立てをして入れないと、ここは町民の責任
や義務がこれを重視することかという少しおかしいので、ここは別のも
のにして町民の義務を述べる形にしてはどうか。

もう一つは、別の自治体の責任や責務のところでは、例えば公共の福祉に
配慮するや発言と行動に責任を持つというのも、町民の責任に入ってくる
ので、できればこの二つも入れておいたほうがいいのではないかと思う。
それと、まちづくりへの参加不参加を理由に差別的な取り扱いを受けるこ
とはないということも入れておいたほうがいいと思う。

柄沢委員 住民も言いつばなしでは駄目だということが非常に大事である。住民は町
の財政状況も知りながら、町への要望等も出していくべきである。町民も
ただこういった町にしたい、こういう町を作ろう、これを作ってほしいと
言うだけではなくて、自分たちの町の規模や立地条件を知ったうえで、発
言していくべきである。

足立委員 表現としては緩いが、「互いの活動を尊重し、認め合いながらまちづくりを
進める」とあまりきつい表現しないようにしている。
この第12条を章立てするということについては、すぐに決められないの
で、もう一度検討させてもらいたい。

議 長 第12条と第13条は町民部会で再度検討することとするがよろしいか。
(委員からの異議なし)

では、次回の全体会で検討内容を説明し、再度議論したいと思う。
次に、第20条について、足立部会から説明をお願いしたい。

足立委員 <住民投票についての説明>

小林委員 住民投票の議論であるが、行政部会で決めた条文案が、この全体会の案と
いうように理解しているが、もう一度議論するということであるのか。

足立委員 町民部会では、行政部会の案で決まれば、そちらのほうでいかせてもらう
という話でまとまっている。(住民投票についての議論はしない)

田島委員 何度も全体の構成の点から発言させてもらうが、この住民投票を行政のと
ころの一文として入れるのであれば、町長は云々ということでもいいと思う
が、住民投票の位置づけとしては、住民参画のなかに入れている市町村も
ある。だから、どちらに位置づけで考えるかということで、私がこの前に
言ったように、住民投票の意味というのは、最後の砦として住民の権利と
いう位置づけとして住民投票があるのがいいのではないかと思うので、で
きれば参画協働の一番下のところに住民投票というのを入れたほうがいい
のではないかと思う。そのときに第20条で出している、「町民は、町長に
対して住民投票を請求することができる」という文言を活かして、行政部
会のとときに決めた「町長は住民投票の制度を設けることができる」という
ので、主語が町長になっているが、行政のほうだから「町長」でいいと思
ったが、住民参画のほうに入れるとすれば、この主語を町長ではなくて、
町というように変えてもらって、「町は・・・住民の意思を確認するために
住民投票を行うことができる。」というようにしたほうが、住民参画として
はいいのではないかという意見である。

それと、行政部会の住民投票の第3項のところであるが、「町長は」になっ
ていて、前にも言ったが、町長だけが尊重するのではなくて、議会と町長
ということであるから、こちらも「町は」にしないとおかしいのではない
か。訂正されているのであればそれでいい。

小林委員 条例としては、田島委員の意見でいいと思う。

藤村委員 記憶では、町民部会のとときにもう一度議論するとなっていた。その条文を
置く場所についても、行政か町民か議論するというので、まだ確定はし
ていないと理解している。

足立委員 ということは、どこに置くのかまず初めに決めてから文言を選んでいくという考えになるのか。

小林委員 もし決まっていなくてであれば、どのような住民投票に関する条文を持つのかというところを考えて、決まったものをどこに置くのが相応しいかという順序でいいのではないか。

田島委員 行政部会の条文をお持ちの方は見てもらいたいが、行政部会の案は「町長は・・・住民投票の制度を設けることができる。」ということで、これは町長の権限の一つになっている。そうではなくて、「町は、住民の意思を確認するため、住民投票を行うことができる。」というようにすると町長の権限ではなくて、住民が意思をはっきりさせるために住民投票ができるということになる。またどういった条件で行うのかというのは、別途決めればいいと思う。この基本条例で置くとすれば、「町は、住民の暮らしに関わる行政上の重要事項について直接住民の意思を行うことができる。」というように参画のなかに入れたほうがいいと思う。

堀内委員 章立ての話であるが、住民参加の部分で括るのが一番望ましいと思う。もう一つは、主語が議論になっているが、この場合では主語は要らないと思う。住民の暮らしに関わる行政上の重要事項について直接住民の意思を確認するため制度を「設けるとする」か「設けることができる」とするか。むしろ「設けるものとする」といったほうがいいと思う。

小林委員 主語の話よりも、もっと大事なことは前回も言ったが、要は原発誘致や米軍基地誘致みたいな話があったときに、行政側がよしとした場合に、住民から反対であるといった声が出る場合もあり、そのときに地方自治法の規定があつて、住民は個別案件を反対する場合に、有権者の50分の1以上の連署による条例制定の住民投票条例の請求ができる。この請求があつた場合は、議会にその住民投票を実施すべきかどうかを付議して、議会が過半数で可決をすれば住民投票が行われるということで、これは、基本条例で決めなくても地方自治法で担保されていることであるので、主語が町民であれ、町長であれ、地方自治法の規定に則って請求できることである。要は、これ以上のことを基本条例で上牧町が住民投票として何か持つのか

どうかである。それが常設型の住民投票で、議会の議決がなくても住民の連署が集まれば自動的に住民投票を行う。そのかわりハードルは高いわけである。地方自治法の規定にないことをしようとしているので、そういった制度を持つのか持たないのかを決めるべきではないか。前はそういったことを抜きにして、別途定めるといふことでの整理になっていたのだから、まずは方向性を決めるべきではないかと思う。

植村委員 今の小林副委員長の意見は前回にもう済んでいる話で、今ここで議論すべき問題は、どちらの部会のところに入るのかということと、主語はどうなるかという文言の話だと思う。

堀内委員 小林委員のほうから常設型か個別型かという問題設定があったが、どちらも含めて、この基本条例とは別に住民投票条例を設置しようという話が前回の結論であった。そのなかには、地方自治法の第74条では不足であるというような部分について、さらに補完する形にしていくのが、住民投票である。常設型か個別型を問わずに条件の話としてももう少し住民の意見が反映するように、議会のハードルを超えなくてもいいように、住民投票条例を決めようというのが先の結論であった。ただし、条例を作る場合には、どういった条件であっても議会の議決をなしに今の地方自治法では条例は作れない。

小林委員 今堀内委員が言った、最初は条例であるから議会に通すのは、そのとおりであるが、常設型と個別型では後の形が違う。この条例で住民投票条例を作ろうということであれば、常設型を考えていると受け止められても仕方がない。その辺りが曖昧であると印象がいまだに抜けない。

山中委員 小林委員の意見は非常に大事であると思う。1月に提出しようとしたら間に合わない議論であるが、きちんと議論しておかないといけないことだと思う。だから先ほどは、素案ではなくて中間報告のような形で出したらどうかという提案をした。そういった格好で出せば、素案として出せるものもあるし、まだまだ議論が足りないのだから、次の委員会のための論点整理みたいな形でもいいのではないかと思う。というのは、論点整理のほうが今後、住民の意見を聞くときに住民は発言しやすいのである。

この住民投票の件は、もっと議論が必要であると考える。

議 長 住民投票の件について、常設型にするのかどうかの決を採った記憶がある。前回の議事を確認して、次回に発表してもらいたいと思う。そのなかで、言い回しをどうするか、主語をどうするかなどを踏まえては、町民部会との議論で内容を決めていこうということで前回は終わっていると思う。何の決を採ったのかだけのテープ起こしをお願いしたい。本日の第23回まちづくり基本条例策定委員会はこれで終了とする。

次回は、11月30日（金）午後1時から役場3階委員会室、次々回は、12月7日（金）午後1時から西館3階集会室で行なう。